

公布された条例のあらまし

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例（条例第 44 号）

- 1 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の給料月額を、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例別表第 1 に掲げる給料月額から、当該額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とすることとした。（第 1 条関係）
 - (1) 知事 100 分の 20
 - (2) 副知事 100 分の 15
 - (3) 常勤の監査委員 100 分の 10
 - (4) 教育長 100 分の 12
- 2 特例期間においては、佐賀県職員給与条例又は佐賀県公立学校職員給与条例の適用を受ける職員の給料月額は、佐賀県職員給与条例等又は佐賀県公立学校職員給与条例等により定められた額から、当該額にそれぞれ給料表の種類及び職務の級に応じて定める割合（100 分の 4.77、100 分の 7.77 又は 100 分の 9.77）を乗じて得た額に相当する額を減じた額とすることとした。（第 2 条及び第 3 条関係）
- 3 特例期間においては、管理職員の管理職手当の額は、佐賀県職員給与条例又は佐賀県公立学校職員給与条例により定められた額から、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とすることとした。（第 2 条及び第 3 条関係）
- 4 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の適用を受ける職員（第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の適用を受ける職員の給料月額は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例により定められた額から、当該額にそれぞれ給料表の号給に応じて定める割合（100 分の 7.77 又は 100 分の 9.77）を乗じて得た額に相当する額を減じた額とすることとした。（第 4 条及び第 5 条関係）
- 5 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行することとした。